

会員 各位

平成26年1月

茨城県弓道連盟
会長 柴田 猛

消費税率引き上げに伴う諸費用の価格見直しについて

全弓連では、平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴う処置として、諸費用の価格見直しを行いました。

については、別紙により通知された新価格をお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、県連主催の講習会・大会の参加料については、代議員会までに、原案を策定いたしますので、今回の通知には含みません

記

1. 全弓連・諸価格の消費税の考え方

全弓連が定める諸価格は、いずれも消費税分を内税(現行5%分)としています。このたびの価格見直しは、来る26年4月1日からの消費税引き上げ(5→8%)に伴い、増税3%分を内税として価格に加算させていただきました。

2. 新価格の適用について

(1) 26年度事業に関する諸経費

26年4月1日以降に実施する事業の諸経費(審査料・大会参加料など)は、納入締め切り日が4月以前であっても新価格となります。

<事例>次の審査は新価格となります。

- ・平成26年5月の京都定期中央審査の審査料・登録料
- ・平成26年4月以降の連合審査、一般審査、中高生審査の審査料・登録料

(2) 25年度事業に関する諸経費

25年3月末までに実施した事業の諸経費(審査の登録料など)は、納入が4月以降であっても旧価格(現行価格)となります。

<添付>(別紙)

全弓連・諸費用の新価格一覧(平成26年4月1日から適用)

以上